

滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金交付要綱

制定 令和6年11月11日付け 滋み農第356号
滋賀県農政水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、令和6年4月16日の降雹により麦に対する被害を受けた農業者の次期作に向けた生産意欲の減退を避け、産地の生産力を維持・回復するため、農業者が令和7年産麦種子の購入に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業および補助率等)

第2条 補助の対象となる事業内容、事業実施主体、要件および補助率等は、別表に定めるところによる。

(交付申請の添付書類等)

第3条 規則第3条に規定する交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業実施計画書および収支計画書（別記様式第2号）を添付し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末現在における事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を当該年度の1月31日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書(別記様式第5号)の添付書類は、第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日とする。

(概算払い)

第8条 規則第15条の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第7条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む)には、その金額(第7条第2項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第7号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(証拠書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入および支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の収入および支出について、その支出内容の証拠書類または証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 前2項に基づき作成、整備および保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳および調書のうち、電磁的記録により作成、整備および保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(書類の提出)

第11条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準処理期間)

第12条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく申請の取下げ、第5条の規定に基づく計画変更の申請、第6条の規定に基づく状況の報告、第7

条の規定に基づく実績の報告、第8条の規定に基づく概算払の請求、第9条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行し、令和6年度分の補助金に限り適用する。

(別記様式第 1 号)

滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所
氏名
(法人にあつては名称、代表者の氏名)
発行責任者・担当者 住 所
氏 名
連絡先・電話番号

〇〇年度において滋賀県降雹被害対策支援事業について、補助金〇〇〇〇円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

事業実施計画書および収支計画書 (別記様式第 2 号)

(別記様式第2号)

事業実施計画書および収支計画書
(事業実施実績書および収支決算書)

第1 事業の目的

第2 事業の内容および計画

区分	取組内容	事業費
農業者等に対する助成金の交付	(事業取組一覧、内容等)	円

第3 経費の配分および負担区分

区 分	補助事業に要する (または要した) 経費	負担区分		備考
		補助金	その他	
農業者等に対する助成金の 交付	円	円	円	
合計				

(注) 1 「備考」欄は、仕入れに係る消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

第5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
降雹被害対策支援事業費補助金	円	円	円	円	
1 補助金					
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農業者等に対する助成金の交付	円	円	円	円	
合計					

第6 添付資料

- (1) 事業取組一覧(様式1)
- (2) その他、知事が必要と認める書類

(別記様式第3号)

滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金事業計画変更
(中止、廃止) 承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所
氏名
(法人にあつては名称、代表者の氏名)
発行責任者・担当者 住 所
氏 名
連絡先・電話番号

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定通知のあつた、滋賀県降雹被害対策支援事業について、下記のとおり変更(中止、廃止)したいので、滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。

記

変更(中止、廃止)の理由

(注)

注1: 記の記載様式は、別記様式第2号の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更(中止・廃止)の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容および経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。

注2: 事業を廃止し、または中止しようとするときは、様式の「変更」を「廃止」または「中止」とし、申請日現在の事業遂行状況、経費の使用状況等をあわせて記載する。

注3: 変更等承認申請にあわせて補助金の追加交付を申請する場合は、前文に「なお、金 〇〇〇〇円を追加交付されたく、あわせて申請します。」と記して追加交付申請書を兼ねるものとする。

(別記様式第4号)

滋賀県降電被害対策支援事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所
氏名
(法人にあつては名称、代表者の氏名)
発行責任者・担当者 住所
氏名
連絡先・電話番号

〇〇年度滋賀県降電被害対策支援事業の遂行状況について、滋賀県降電被害対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	進捗状況	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

(注)「区分」欄には、別記様式第2号の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

(別記様式第 5 号)

滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所
氏名
(法人にあつては名称、代表者の氏名)
発行責任者・担当者 住 所
氏 名
連絡先・電話番号

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号で滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金の交付決定通知があつた事業について、滋賀県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- ・事業実績報告書および収支精算書 (別記様式第 2 号)
- ・当補助金 (県 + J A 等) の農業者への支払いが分かる証憑

(別記様式第6号)

滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所
氏名
(法人にあつては名称、代表者の氏名)

発行責任者・担当者 住所
氏名
連絡先・電話番号

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金の交付決定通知のあつた事業について、滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、金〇〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求します。

記

〇〇年〇〇月〇〇日現在

区分	交付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		備考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定出 来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	
	円	円	%	円	%	円	%	
合計								

(注) 「区分」欄には、別記様式第2号の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

(別記様式第7号)

滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所
氏名
(法人にあつては名称、代表者の氏名)
発行責任者・担当者 住 所
氏 名
連絡先・電話番号

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号で滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金の交付決定通知があつた事業について、滋賀県降雹被害対策支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-----------------------------------------------------------------|---|---|
| 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け滋〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税および地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

(別表)

事業内容	事業実施主体	補助率等	要件	重要な変更
令和6年4月16日、滋賀県内の3市2町で発生した降雹により、麦に対する被害を受けたことによる生産意欲の減退を避けるとともに、産地の生産力を維持・回復するため、農業者が令和7年産用に購入する麦の種子代金に対して、要する経費の一部を補助する。	降雹による麦被害を受け、令和7年産用麦種子を購入する農業者に支援するJA等	農業者が購入する種子代金の2/10以内とする。 ただし、種子単価は400円/kgを上限、播種量は10kg/10aを上限とし、支援対象とする面積は、降雹の被害を受けた面積または令和7年産用購入麦種子を播種した面積の少ない方とする。	降雹被害を受けた農業者に対し、県補助額の1/2を支援すること	1 事業中止又は廃止 2 経費の欄に掲げる事業費の増額および30%を超える減

※農業者に対する支援における支援対象面積の算定および確認方法

- ・支援対象面積は農業者ごとにa単位で算定し、1a未満の端数があるときは切り捨てることとする。